

**令和8年度 若年ドライバー等確保のための運転免許取得支援
助成金事業実施要領（全日本トラック協会）**

1. 対象事業者 会費未納がない会員事業者とする。

2. 助成対象 以下の期間に、指定自動車教習所等において、事業者が免許取得等に係る費用を全額負担し、千葉県内の営業所に勤務する従業員に、以下の要件を全て満たした、「特例講習の受講」「準中型免許の取得」「5トン限定準中型免許の限定解除」「外免切替講習の受講」をさせたものとする。

(1)特例教習の受講又は準中取得もしくは限定解除に係る要件

- ① 当該事業者が、令和7年4月1日以降に、当該運転者を採用していること。
- ② 当該運転者は、平成元年6月2日以降の生まれであること。
- ③ 当該運転者が、令和7年4月1日以降に指定自動車教習所等を活用して、特例講習を受講終了または準中型免許（準中型AT限定免許含む）を取得していること。
- ④ 当該運転者が、助成金申請時に当該事業者に在籍し、運転者として従事していること。

(2)外免切替講習の受講に係る要件

- ① 当該運転者が、自動車運送業分野特定技能1号評価試験（トラック）に合格していること。
- ② 当該運転者が、特定活動の在留資格を取得していること。
- ③ 当該運転者が、令和7年4月1日以降に、受講し、外免切替（普通免許又は準中型免許）における技能確認・知識確認に合格していること。
- ④ 当該運転者が、助成金申請時に当該事業者に運転者として在籍していること。

対象期間：令和7年4月1日～令和9年1月末日

※令和7年度に受講または取得した分についても、助成の対象とする。

なお、前年度に助成を受けたものは対象外とする。

3. 申請受付期間 令和8年6月1日～令和9年2月4日 午後5時必着

※但し、当該年度の予算に達した時点で申請受付を予告なく終了する。

4. 申請方法 以下の書類一式を提出すること。

(全てA4サイズで作成)

- (1) 若年ドライバー等確保のための運転免許取得支援助成申請書
- (2) 指定自動車教習所等に支払った費用の領収書のコピー
※宛名が事業者名のもの。
※当該運転者が受講または取得費用を支払った場合は、「指定教習所から受講者・免許取得者あての領収証」及び「受講者・免許取得者から事業者あての領収書」のコピー
- (3) 雇用保険被保険者証等、公に雇用が確認できる書類のコピー
- (4) 受講修了の書類または運転免許証のコピー
※マイナンバーカードと一体となったマイナ免許証だけを保有する場合、マイナポータルにログインするか、「マイナ免許証読み取りアプリ」を利用して、免許情報を表示した画面を印刷したもの
- (5) 提出日直前の運転日報、点呼簿、運転者台帳、賃金台帳等のコピーのいずれか
- (6) 特定技能1号評価試験(トラック)合格証明書の写し
- (7) 在留カード・在留資格認定証明書の写し
※準中型・特例講習の受講は(1)(2)(3)(4)(5)を提出
※外免切替は(1)(2)(3)(4)(6)(7)を提出

5. 助成金額

- ・特例講習受講費用の1/3として、上限100,000円
- ・準中型免許の取得 40,000円
- ・5トン限定準中型免許の限定解除 25,000円
- ・外免切替講習受講費用の1/2として、上限40,000円
※一事業者当り、助成額の上限を300,000円とする。
※高等学校新卒者等で、当該事業者入社前の在学中（前年度中）に、上記準中型免許を取得した場合も対象とする。
※本助成制度は、千ト協、国、地方自治体又はその他団体等が実施する助成制度と併用することができる。但し、事業者が、同一の助成対象費用について複数の助成制度等を併用する場合でも、交付を受ける助成金等合計額が事業者の負担額を上回るときは、本助成事業による助成金交付額を減額する。